

建設現場における遠隔臨場に関する試行要領

(総則)

- 1 本要領は、四日市港管理組合が発注する案件における、遠隔臨場について定めるものである。

(実施方法等)

- 2 実施方法等は、三重県における「建設現場における遠隔臨場に関する試行要領」(以下、三重県要領)第3項以下で定めるところによる。
運用方法は、三重県要領の運用で定めるところによる。

附則 この要領は、令和7年7月1日以降の起案にかかるものから適用する。